

令和2年度第3回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和2年5月19日

担当部・課：福祉部障害福祉課〔内線2483〕

① 件名
保育所等訪問支援事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 児童発達支援の動向として、平成24年の児童福祉法改正により保育所等訪問支援が創設され、平成29年に国の児童発達支援ガイドラインが示されたが、その中で、保育所等訪問支援は、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための重要な事業の一つとされており、国の第1期障害児福祉計画の基本指針においても保育所等訪問支援の充実が明記されている。</p> <p>また、同指針では、令和2年度までに地域における障害児の中核的な療育施設として「児童発達支援センター」の設置が努力義務となっているが、既存の石巻市かもめ学園（指定管理）では、「児童発達支援事業」「放課後等デイサービス事業」「障害児相談支援事業」を実施しており、「保育所等訪問支援事業」を追加実施することにより児童発達支援センター機能を有することとなる。</p> <p>【目的】 保育所等訪問支援事業を、「児童発達支援事業」「放課後等デイサービス事業」「障害児相談支援事業」と一体的に実施することにより、総合的な障害児の療育や健全な育成等を図る。</p>
③ 拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 石巻市かもめ学園条例（平成17年条例第141号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市障害者計画 石巻市障害福祉計画・障害児福祉計画</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成24年 障害者自立支援法に規定されていた児童デイサービスが、児童福祉法の規定による児童発達支援と放課後等デイサービスに再編される。</p> <p>平成28年 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、相談支援の部分が見直され、平成27年4月以降、原則として全ての障害福祉サービス等を利用する障害者に、計画相談支援や障害児相談支援が適用されることとなり、かもめ学園の業務に障害児相談支援及び特定相談支援事業を追加した。</p> <p>平成29年 国の第1期障害児福祉計画の基本指針が示される。</p> <p>平成30年 石巻市第1期障害児福祉計画の策定</p>
⑤ 主な内容
<p>【保育所等訪問支援事業】 訪問支援員が、障害児が集団生活を営む保育所等の施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を実施する。</p> <p>① 障害児に対する集団生活適応のための訓練 ② 訪問先スタッフに対する支援方法等の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援は1月あたり2回を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化 ・ 訪問支援員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者 ・ 訪問先の範囲：保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置）</p> <p>【影響・効果】 保育所等を利用する障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進し、障害児支援の強化が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 3, 226千円（令和2年度当初予算） （内訳） ・障害児通所給付費 3, 006千円 （試算） 利用見込数：10人 $16,700円 \times 2回 \times 9ヶ月 \times 10人 = 3,006,000円$ （財源）障害児通所給付費負担金 国1/2 県1/4 市1/4 ・指定管理料（保育所等訪問支援事業実施に伴う増額分） 220千円</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>県内の保育所等訪問支援事業の指定事業所がある市町 仙台市、気仙沼市、名取市、多賀城市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、利府町</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和2年6月 市議会第2回定例会に、石巻市かもめ学園条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和2年7月1日） 石巻市かもめ学園条例施行規則の一部改正（同日施行） 7月 指定管理料変更に伴う年度協定の改定</p>
<p>⑨ その他</p>